

労働安全衛生法令に基づく登録機関制度について

資料16

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)
「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録され
た公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」

平成15年度末より、
それまでの指定制度
から登録制度に移行

製造時等検査

ボイラーは、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、製造後のボイラーが構造規格に定められた安全要件を具備しているのか確認する必要がある。
登録製造時等検査機関においては、特定廃熱ボイラーを対象とし、全数について個別に検査を行っている。

(法第38条第1項及び第2項)

性能検査

ボイラー、クレーン等の特定機械は、腐食等による構造上の要件を欠くと破裂、倒壊等により死亡災害、大規模な災害を招くおそれがあるので、使用過程における安全性を確保するため、定期的にその安全性を確認する必要がある。
登録性能検査機関においては、ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラの特定機械等を対象とし、全数について個別に検査を行っている。

(法第41条第2項)

個別検定

第二種圧力容器等の圧力容器は、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や重大な災害を招くおそれがあるので、製造された第二種圧力容器等が構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認する必要がある。
登録個別検定機関においては、第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器、ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制御方式のものを対象とし、全数について個別に検定を行っている。

(法第44条)

型式検定

型式検定対象機械等は、構造上の要件を欠くと緊急時に機能しないこと等により災害を発生させやすく、重篤な災害を招くおそれがあるので、製造された機械等が構造規格に定められた安全要件を具備しているのか確認する必要がある。
登録型式検定機関においては、ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制御方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具等13種類を対象とし、型式ごとに検定を行っている。(法第44条の2)

一定の要件に適合し、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録

厚生労働大臣登録

↓(法第46条)

登録製造時等検査機関

2機関
(公益法人2)

受検申請 ↑ 受検料

受検希望者

厚生労働大臣登録

↓(法第53条の3)

登録性能検査機関

ボイラー等 3機関
(公益法人2、株式会社1)
クレーン等 4機関
(公益法人2、株式会社2)

受検申請 ↑ 受検料

受検希望者

厚生労働大臣登録

↓(法第54条)

登録個別検定機関

第二種圧力容器等 5機関
(公益法人2、株式会社3)
ロール機急停止装置(電気式)
1機関 (公益法人1)

受検申請 ↑ 受検料

受検希望者

厚生労働大臣登録

↓(法第54条の2)

登録型式検定機関

クレーン過負荷防止装置 1機関
(公益法人1)
その他12種類 各種類1機関
(公益法人1)

受検申請 ↑ 受検料

受検希望者